

はじめて毒物、劇物を業務上取り扱う方へ

下表に該当する事業を行う場合は「毒物及び劇物取締法」に基づく届出が必要です。

事業等内容	対象となる物質等
電気めっきを行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
金属熱処理を行う事業	無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤
右の大きさ以上の自動車等を使って行う毒物又は劇物の運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ・最大積載量が5000キログラム以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」)に固定された容器を使用し、*1に掲げる毒物又は劇物を運送する場合 ・内容量が次の量以上の容器を大型自動車に積んで運送する場合 四アルキル鉛を含有する製：200L その他の*1に掲げる毒物又は劇物：1000L
しろありの防除を行う事業	ヒ素化合物たる毒物及びこれを含有する製剤

*1 (運送業)

- ・最大積載量5,000kg以上の自動車若しくは被牽引自動車(以下「大型自動車」)に固定された容器を使用し、下表の毒物劇物を運送する場合
- ・内容量が次の量以上の容器を大型自動車に積んで運送する場合
四アルキル鉛を含有する製品：200L
四アルキル鉛以外の下表に掲げる毒物

黄燐、四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物及びこれを含有する製剤で液体状のもの、弗化水素及びこれを含有する製剤、アクリルニトリル、アクロレイン、アンモニア及びこれを含有する製剤(アンモニア10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、塩化水素及びこれを含有する製剤(塩化水素10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、塩素、過酸化水素及びこれを含有する製剤(過酸化水素6%以下を含有するものを除く。)、クロルスルホン酸、クロルピクリン、クロルメチル、硅弗化水素酸、ジメチル硫酸、臭素、硝酸及びこれを含有する製剤(硝酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、水酸化カリウム及びこれを含有する製剤(水酸化カリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤(水酸化ナトリウム5%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、ニトロベンゼン、発煙硫酸、ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤(ホルムアルデヒド1%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの、硫酸及びこれを含有する製剤(硫酸10%以下を含有するものを除く。)で液体状のもの(令別表2)

§ 手続き方法

申請に必要な書類は以下のとおりです。手数料は不要です。

届出書はホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合はご相談ください。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a35626/business/todokede/hokenfukushikyoku/imuyakumu/dokubutsugekibutsu.html>

(書類の提出先) 神戸市保健所医務薬務課

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所1号館20階

※受付時間：9時～12時、13時～17時 TEL：078-322-6796

提出書類

- | |
|---|
| <p>① 毒物劇物業務上取扱者届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地は住居表示のとおりとし、ビル内等の場合にはビル名、号室を記載すること。 ・申請者の住所は、個人の場合は現住所、法人の場合は登記された本社（本店）所在地を記載すること。 |
| <p>② 付近の見取図（最寄りの駅、国道、目標となる建物等を記載すること。）</p> |
| <p>③ 建物配置図、フロア全体の平面図
（敷地内の建物配置図、ビル等に入居する場合は建物内における施設の位置が分かる図。）</p> |
| <p>④ 事業場の平面図（A4サイズに収まる場合は縮尺1：50以上）</p> |
| <p>⑤ 保管設備の概要図
（保管設備の概要図は立面図（寸法（内寸）、材質、法定表示、施錠の位置を明示）を添付すること。）</p> |
| <p>⑥ 毒物劇物取扱責任者設置届（下記の添付書類が必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毒物劇物業者の毒物劇物取扱責任者に対する雇用（使用）関係証明書 ・毒物劇物取扱責任者の宣誓書 ・毒物劇物取扱責任者の健康診断書（発行後3ヶ月以内） ・毒物劇物取扱責任者の資格を証する書面の写し <p>（毒物取扱責任者の要件 法第8条）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 薬剤師 → 薬剤師免許証 2 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学科を修了した者
例 高等学校で化学に関する科目を25単位以上修得した者
大学の理学部、農学部、工学部等で化学に係る学科課程を修了した者
→ 卒業証書
※卒業証書のみでは化学系学科であることが半明し難い場合は単位修得証明書等の提出を指示することがあります。 3 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者 → 毒物劇物取扱者試験合格証書
※毒物劇物取扱責任者は、原則として施設ごとに専任する必要があります。 |

[添付書類の原本確認について]

添付した資格関係書類等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認（照合）を求めることがあります。

[添付書類の省略について]

過去に本市医務薬務課あて提出した書類については、同一申請者が提出する場合であって、内容に変更が無く、有効期限内であるものについて提出を省略することが可能です。

該当書類を提出した店舗等の許可番号及び提出年月日を備考欄に記載してください。

○ 変更等の届出

次の変更については、変更後30日以内に届出が必要です。

変更内容	必要な書類：様式第6及び下記
事業者の住所 又は氏名	個人の申請者の場合は、戸籍抄本（個人事項証明書） 法人の名称・所在地変更の場合は、登記事項証明書（履歴事項全部証明書） （いずれも写し可、発行後3ヶ月以内のもの）
事業場の名称	変更届
構造設備	変更届、変更前後の平面図、保管設備の概要図
毒物劇物取扱責任者	毒物劇物取扱責任者変更届（必要な添付書類はI登録申請の責任者設置届参照）
取扱品目	変更届

申請者の変更（個人⇄法人、承継）、営業所移転、登録有効期限が切れた場合は新規届出が必要です。
事業場を休廃止した場合は、30日以内に届出の提出が必要です。

[添付書類の原本確認について]

添付した資格関係書類等の写しの内容に疑義がある場合は、原本の確認（照合）を求めることがあります。

[添付書類の省略について]

過去に本市医務薬務課あて提出した書類については、同一申請者が提出する場合であって、内容に変更が無く、有効期限内であるものについて提出を省略することが可能です。

該当書類を提出した店舗等の許可番号及び提出年月日を備考欄に記載してください。

§ 遵守事項

<取扱の基準（第11条）>

- 1 毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
(移動が可能な保管設備は床面又は壁面に固定する必要があります。施錠設備が必要です。
堅固な構造であること。ガラス扉等容易に破損するような構造は不可。
陳列を行う場合等やむを得ずガラス扉にする場合には、網入りガラス等とする必要があります。
毒物劇物の保管庫では、毒物劇物とそれ以外の物を一緒に保管することは原則できません。
なお、毒物と劇物はひとつの保管庫で保管可能です。)
- 2 毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 3 その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

<毒物又は劇物の表示（第12条）>

- 1 毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。
- 2 容器及び被包に、次に掲げる事項を表示しなければならない。毒物又は劇物を販売し、又は授与してはならない。
 - 一 毒物又は劇物の名称
 - 二 毒物又は劇物の成分及びその含量
 - 三 厚生労働省令で定める毒物又は劇物については、それぞれ厚生労働省令で定めるその解毒剤の名称
 - 四 毒物又は劇物の取扱及び使用上特に必要と認めて、厚生労働省令で定める事項
- 3 毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

<毒物又は劇物の譲渡（第14条）> →販売業登録が必要

販売又は譲渡の記録を5年間保管する必要があります。

販売先	記録	内容
毒物劇物営業者	書面に記載	毒物又は劇物の名称及び数量、販売又は授与の年月日、譲受人の氏名、職業及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地
上記以外	譲受書（押印）の提出を受ける	

(注意事項 第15条)

- ・ 毒物又は劇物を次に掲げる者に交付してはならない。（第15条）
十八歳未満の者、心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止の措置を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・ 引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物（亜塩素酸ナトリウム及びこれを含む製剤（亜塩素酸ナトリウム30%以上を含むものに限る。）、塩素酸塩類及びこれを含む製剤（塩素酸塩類35%以上を含むものに限る。）、ナトリウム並びにピクリン酸）は、交付を受ける者の氏名及び住所を確認した後でなければ、交付してはならない。
(身分証明書、運転免許証、国民健康保険被保険者証等交付を受ける者の氏名及び住所を確か

めるに足る資料の提示を受けること)

交付した劇物の名称、交付年月日、交付を受けた者の氏名及び住所を帳簿に記載すること。
(5年保管)

爆発物原料の取扱いについて

塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム及びそれらの製剤のうち、毒劇法に規定する劇物に該当するものについて、同法に基づき、適切な保管管理を行うとともに、譲渡手続及び交付制限を厳守し、また、盗難又は紛失事件が発生したときは、直ちに警察署に届けること。

- ・販売、授与する時まで、譲受人に対し、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報を提供しなければならない。(1回200mg以下の劇物、家庭用品(別表1)を除く)
- ・興奮、幻覚又は麻酔の作用を有する毒物又は劇物(これらを含む。)であつて政令で定めるものは、みだりに摂取し、若しくは吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。
- ・引火性、発火性又は爆発性のある毒物又は劇物であつて政令で定めるものは、業務その他正当な理由による場合を除いては、所持してはならない。

<毒物又は劇物の廃棄(第15条の2)>

毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

<運搬等についての技術上の基準(16条)>

毒物又は劇物は、次の各号に適合する場合でなければ、車両を使用して、又は鉄道によつて運搬してはならない。(令第40条の3、4抜粋)

- ・容器又は被包に収納されていること。
- ・ふたをし、弁を閉じる等の方法により、容器又は被包が密閉されていること。
- ・一回につきキログラム以上運搬する場合には、容器又は被包の外部に、その収納した毒物又は劇物の名称及び成分の表示がなされていること。
- ・容器又は被包が落下し、転倒し、又は破損することのないように積載されていること。
- ・積載装置を備える車両を使用して運搬する場合には、容器又は被包が当該積載装置の長さ又は幅を超えないように積載されていること。

(1回に5,000kg以上運搬する場合)

令別表第2(*1)に掲げる毒物又は劇物を車両を使用して一回につき五千キログラム以上運搬する場合には、その運搬方法は、次の各号に定める基準に適合するものでなければならない。

- 一 厚生労働省令で定める時間を超えて運搬する場合には、車両一台について運転者のほか交替して運転する者を同乗させること。
- 二 車両には、厚生労働省令で定めるところにより標識を掲げること。
- 三 車両には、防毒マスク、ゴム手袋その他事故の際に応急の措置を講ずるために必要な保護具で厚生労働省令で定めるものを二人分以上備えること。
- 四 車両には、運搬する毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を備えること。

(荷送人の通知義務 40条の6)

毒物又は劇物を車両を使用して、又は鉄道によつて運搬する場合で、当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は、運送人に対し、あらかじめ、当該毒物又は劇物の名称、成分及びその含量並びに数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める数量以下の毒物又は劇物を運搬する場合は、この限りでない。

○下記の物質については、上記以外にも使用、保管等について基準があります

保管基準：四アルキル鉛を含有する製剤、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤

使用基準：モノフルオール酢酸の塩類、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイトを含有する製剤、

モノフルオール酢酸アミドを含有する製剤、りん化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤を施行令

に記載する方法により使用する場合（指定申請が必要）

運搬：四アルキル鉛を含有する製剤、無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）、ふっ化水素又はこれを含有する製剤

＜事故の際の措置（17条）＞

- 1 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項の政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出し、染み出し、又は地下に染み込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。
- 2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。
(営業者、研究者だけではなく、全ての取扱い者が対象です。第22条参照)

＜毒物劇物取扱責任者の業務＞

厚生省薬務局長通達「毒物劇物取扱責任者の業務について(S50. 7. 31 付 薬発第668号)」を参考にしてください。「毒物劇物危害防止規定」の作成については「毒物劇物危害防止規定について(S50. 11. 6付 薬安第80号・薬監第134号)」をご参照ください。